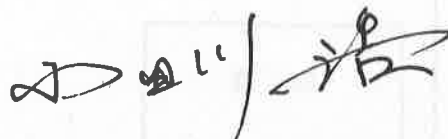


つくばみらい市規則第15号

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

つくばみらい市長



つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市空き家空家等対策の推進に関する条例施行規則（令和3年つくばみらい市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の次に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び」を加える。

第2条中「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第4条中「法第14条第1項」を「法第13条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第1項に規定する指導は、空家等改善指導通知書（様式第3号の2）により行う。

第5条中「法第14条第2項」を「法第15条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第4号の2）により行う。

第6条第1項及び第2項中「法第14条第3項」を「法第22条第3項」に改め、同条第3項中「法第14条第5項」を「法第22条第5項」に改め、同条第4項中「法第14条第7項」を「法第22条第7項」に改める。

第7条中「条例第7条」を「条例第8条」に、「法第14条第11項」を「法第22条第13項」に改める。

第9条第1項中「法第14条第9項」を「法第22条第9項」に改め、同条第3項中「法第14条第10項」を「法第22条第10項」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

第10条中「条例第8条」を「条例第9条」に改める。

第 号
年 月 日

空家等改善指導通知書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している次の空家等は、適正な管理が行われていない状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の措置を講ずるよう指導します。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 措置の期限

年 月 日

※この通知が届く前に対応された場合につきましては、申し訳ございませんが行き違いになりますのでご容赦願います。

第 号
年 月 日

空家等改善指導通知書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している次の空家等は、適正な管理が行われていない状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第1項の規定により、次の措置を講ずるよう指導します。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 措置の期限

年 月 日

※この通知が届く前に対応された場合につきましては、申し訳ございませんが行き違いになりますのでご容赦願います。

第 年 月 日 号

勧告書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、今日まで措置を講ずるよう指導を重ねて参りましたが、未だ改善がなされていません。

については、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために、下記の期限までに次の措置を講ずるよう法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

- ※ 1 上記の期限までに当該措置を実施した場合、遅滞なく市に報告してください。
- 2 上記の期限までに正当な理由なく、当該措置を実施しなかった場合、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとるよう命ずることがあります。
- 3 当該家屋に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合、この勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

勧告書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、今日まで措置を講ずるよう指導を重ねて参りましたが、未だ改善がなされていません。

ついては、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために、下記の期限までに次の措置を講ずるよう法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限

年 月 日

- ※ 1 上記の期限までに当該措置を実施した場合、遅滞なく市に報告してください。
- 2 上記の期限までに正当な理由なく、当該措置を実施しなかった場合、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとるよう命ずることがあります。
- 3 当該家屋に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合、この勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

勧告書

様

つくばみらい市長

印

あなたが所有している下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、今日まで措置を講ずるよう指導を重ねて参りましたが、未だ改善がなされていません。

については、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために、下記の期限までに次の措置を講ずるよう法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限
年 月 日

- ※
- 1 上記の期限までに当該措置を実施した場合、遅滞なく市に報告してください。
 - 2 上記の期限までに正当な理由なく、当該措置を実施しなかった場合、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとるよう命ずることがあります。
 - 3 当該家屋に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合、この勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、つくばみらい市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
送付先：
連絡先：
- 5 意見書の提出期限
年 月 日

※上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

第 号
年 月 日

命令書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために、下記の期限までに次の措置を講ずるよう法第22条第3項の規定に基づき命令します。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命令に至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限
年 月 日

（備考）

- 1 上記2に示す該措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第13項の規定に基づき違反事実を公表いたします。また、同条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

つくばみらい市長 様

請求者現住所

氏名又は名称

電話番号

印

(※法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

公開による意見の聴取請求書

年 月 日付け 第 号の「命令に係る事前の通知書」に係る空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 請求者とともに意見聴取に出席しようとする者

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



公開による意見の聴取実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定により、公開による意見聴取の請求がありましたので、同条第7項の規定により、意見聴取の期日及び場所について下記のとおり通知いたします。

ついては、下記の日程及び場所にてあなた又は代理人より、意見を聴取しますので、出頭ください。

なお、あなた又は代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用途

所有者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日

年 月 日 時 分から

4 意見の聴取の場所

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用 途

2. 所有者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3. 措置の内容

4. 命ずるに至った事由

5. 命令の責任者

6. 措置の期限

年 月 日

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

戒告書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している次の空家等について、 年 月 日付け 第 号の命令書により、必要な措置を講ずるよう命令いたしましたが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記の期限までに措置が講じられないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の代執行を実施いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象の空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 戒告に係る措置の内容

3 措置の期限

年 月 日

- ・上記の期限までに当該措置を実施した場合、遅滞なく市に報告してください。

(教示)

- この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条

第1項の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

代執行令書

様

つくばみらい市長



年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記の通り代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象の空家等

所在地 つくばみらい市

用途

所有者の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 代執行責任者

5 代執行に要する費用の概算御見積額

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条、第4条第1号及び第18条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

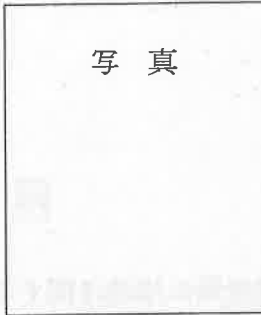
2 この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表す

る者は、つくばみらい市長となります。) 処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第9条関係）

代 執 行 責 任 者 証



第 号
年 月 日 交付
(有効期間1箇年)

所 属
氏 名
生年月日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項に規定する行政代執行の執行責任者であることを証する。

つくばみらい市長



(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第22条

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 号
年 月 日

緊急安全措置実施通知書

様

つくばみらい市長



あなたが所有している空家等について、つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、緊急安全措置に要するすべての費用は、つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例第9条第3項の規定に基づき、あなたから徴収します。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の実施日
年 月 日
- 3 緊急安全措置の内容
- 4 緊急安全措置に至った事由
- 5 緊急安全措置に要した費用

様式第15号(第10条関係)

第 号
年 月 日

緊急安全措置実施済請求書

様

つくばみらい市長



つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定に基づき実施した緊急安全措置について、同条第3項の規定に基づき当該緊急安全措置に要した費用を請求します。

つきましては、別添納付書により納付期限までに納付してください。

記

- 1 対象の空家等
所在地 つくばみらい市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の実施日
年 月 日
- 3 緊急安全措置の内容
- 4 請求額
- 5 納付期限
年 月 日

